

東京電機大学学則

第1章 総 則

(目的・使命)

第1条 本大学は、学校教育法による最高の教育機関として、民主的社会人としての教養を涵養するとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、その知的道徳的能力を展開させ、もって優秀な人材を養成することを目的とする。

2 本大学は、第3条第1項に定める学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部の学部規則に定める。

(自己評価等)

第2条 本大学においては、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ適切な体制のもとに行う。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、学外者による検証を行うよう努めるものとする。

4 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組 織

(学部・学科の組織)

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

工学部

電気電子工学科

電子システム工学科

応用化学科

機械工学科

先端機械工学科

情報通信工学科

工学部第二部

電気電子工学科

機械工学科

情報通信工学科

理工学部

理工学科

未来科学部

建築学科

情報メディア学科

ロボット・メカトロニクス学科

システムデザイン工学部

情報システム工学科

デザイン工学科

- 2 前項の各学科の入学定員及び収容定員は、別表第1とする。
- 3 第1項に定める各学部に学部規則を定める。
- 4 前項の学部規則に、次の事項を定める。
 - (1) 学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
 - (2) 学年・学期に関する事項
 - (3) 教育課程及び単位に関する事項
 - (4) 成績及び卒業に関する事項
 - (5) その他、大学則施行上の必要事項(大学院)

第4条 本大学に、大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(総合メディアセンター・研究推進社会連携センター等)

第5条 本大学に、総合メディアセンターを置く。

- 2 本大学に、研究推進社会連携センターを置く。
 - (1) 研究推進社会連携センターに総合研究所を置く。
- 3 本大学に、国際センターを置く。
- 4 本大学に、ものづくりセンターを置く。
- 5 前4項のほか、実習工場、その他教育・研究に必要な施設を置く。

第3章 運営の機関及び教職員

(学長・副学長・学部長等)

第6条 本大学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり、大学を代表する。学長の選出に関する規則は、別に定める。

- 2 本大学に、副学長を置くことができる。副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長に関する規則は、別に定める。
- 4 各学部に、学部長を置く。学部長は当該学部に関する校務をつかさどる。
- 5 前4項のほか、教育・研究の運営上必要な職を置く。

(職員)

第7条 教育職員として、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 事務職員、技術職員及び必要な職員を置く。

(大学評議会)

第8条 大学に、大学評議会（以下、「評議会」という。）を置く。

2 評議会は、学長、理事若干名、副学長、学部長、研究科委員長、その他学長が必要と認め
た者をもって組織する。

3 評議会は、学長が招集する。

4 評議会の運営その他は別に定める。

(学部教授会)

第9条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、その学部の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、その学部の准
教授及び専任の講師を、教授会構成員とすることができる。

3 教授会は、学部長が招集する。

(連合・合同教授会)

第10条 工学部及び工学部第二部については、その連合教授会を開くことができる。

2 学長は、全学部の合同教授会を招集することができる。

3 教授会は、学長に全学部の合同教授会の開催を要請することができる。

(教授会の役割、審議事項)

第11条 教授会は、次の事項のうち、その学部に関する事項について審議し、学長が決定する
に当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学・卒業に関する事項

(2) 学位授与に関する事項

(3) 前2号の他、大学に関する重要事項で、その学部の教授会の意見を聴くことが必要な
ものとして学長が定める事項

2 前項第3号の学長が教授会に意見を聴くと定める事項は、別に定める。

3 教授会は、第1項の他、学長及び学部長がつかさどる大学等に関する次の事項のうち、そ
の学部に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) 学生の進級・休学・退学等に関する事項

(2) 教育課程及び授業に関する事項

(3) 履修・試験・成績等に関する事項

(4) 学生の厚生補導及び賞罰に関する事項

(5) 学部規則の改正に関する事項

(6) 学部長候補者の推挙に関する事項

(7) 学科長等及び系列主任等の選定に関する事項

(8) 人事のうち教員の教育研究等の業績審査に関する事項

(9) その他大学に関する事項

4 教授会は、大学校務全般にわたる若しくは各学部に通ずる次の事項について審議し、意見を述べることができる。ただし、必要があるときは、全学部の合同教授会においてこれを行う。

(1) 大学則の改正に関する事項

(2) 学長室長、学長補佐、教育改善推進室長、入試センター長、学生支援センター長、国際センター長、研究推進社会連携センター長、ものづくりセンター長及び総合メディアセンター長の選定に関する事項

(3) その他の重要な事項

5 教授会は、前4項の他、学長及び学部長が諮問した事項を審議する。

6 学長は、別に定める事項で通常の研究に関する教授会における審議結果を承認することにより、決定することができる。

第4章 修学期間及び授業

(修業年限)

第12条 修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第13条 最長在学年限は、8年とする。ただし、編入学、転入学及び再入学した者の最長在学年限は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

(学年・学期・授業期間)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を前学期及び後学期に分け、その期間については各学部において定める。

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

4 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次の通りとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

創立記念日 9月11日

夏季休業

冬季休業

春季休業

2 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間については、各学部においてその都度定める。

3 必要があるときは、休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

4 休業中でも、特別の必要があるときは、授業を行うことがある。

(授業の時)

第 16 条 工学部、理工学部、未来科学部及びシステムデザイン工学部は昼間に、工学部第二部は夜間に、授業を行う。

第 5 章 教育課程及び単位

(教育課程の編成方針)

第 17 条 本大学においては、学部及び学科または課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(授業科目)

第 18 条 授業科目については、各学部規則において定める。

2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成する。ただし、自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

3 共通教育科目として、特定の主題について 2 以上の科学の分野にわたる内容を総合した科目を設けることができる。

(履修の要件)

第 19 条 履修の要件については、各学部規則において定める。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間または 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部において定めるものとする。

3 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認定することについては、各学部において定めるものとする。

(他学部等の科目履修)

第 20 条 本大学の学生が所属する学部の他学科または他学部の学科において履修し、修得した授業科目の単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、当該学生が所属する学科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる科目及び単位数等は、各学部において定めるものとする。

(教員の免許状授与の所要の資格の取得)

第 21 条 教育職員の免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び必要な授業科目を修得しなければならない。

2 本大学において取得できる免許状の種類は別表第2とし、教職課程に関する科目及び必要な授業科目は各学部規則において定める。

(単位の算定基準)

第22条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。

2 授業科目の単位数の算定に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、原則として、授業の方法に応じ、次のとおり単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習、製図及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

3 文部科学大臣が別に定めるところによって、前項に規定する講義、演習等の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。また同様の手段により、授業を外国において履修させることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

第6章 試験、成績、進級、卒業及び学位授与

(履修届)

第23条 学生は、履修する授業科目につき、指定の期限までに、履修届を提出しなければならない。

(試験)

第24条 授業科目の履修終了の認定のため、試験を行う。ただし、授業科目によっては、平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の方法・時期)

第25条 試験は、筆記、口述、または論文審査等の方法により行う。

2 試験の時期は、学期末とする。ただし、必要があるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験資格)

第26条 学生は、本学則及びこれに基づいて定められた規則に従って履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。

(成績評価・単位認定)

第27条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目について定められた単位を与える。

3 本学は、第1項に係る成績評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行なうものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第28条 本大学の学生が本大学に入学した後に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本大学の学生が、外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学または短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 本大学の学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本大学において修得したものとしてみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本大学の学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生によって修得した単位を含む。)のうち、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学の学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会が教育上有益と認めたものは、本大学における履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合をのぞき、本大学において修得した単位以外のものについては、前々条第1項及び第2項並びに前条第1項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(進級)

第31条 本大学においては、学生の単位修得の状況を考慮し、上級学年次に進みその学年次に配当された授業科目を履修するための条件を定めることができる。

2 前項の条件をみたさない者は、原学年次に留年する。

(卒業)

第32条 本大学は、4年以上在学し、学生が所属する学部における履修要件を満たした者を卒業と認定する。

2 本大学が文部科学大臣の定めるところにより、本大学の学生として3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）で、卒業の要件として本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合の卒業の取扱いは、前項の規定にかかわらず、別に定める。

（学位の授与）

第33条 本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学士の学位に付記する名称は、次のとおりとする。

工学部	電気電子工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	電子システム工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	応用化学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	機械工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	先端機械工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	情報通信工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
工学部第二部	電気電子工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	機械工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	情報通信工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
理工学部	理工学科	学士（理学）	（東京電機大学）
		学士（工学）	（東京電機大学）
		学士（情報学）	（東京電機大学）
未来科学部	建築学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	情報メディア学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	ロボット・マイクロ学科	学士（工学）	（東京電機大学）
システムデザイン工学部			
	情報システム工学科	学士（工学）	（東京電機大学）
	デザイン工学科	学士（工学）	（東京電機大学）

第7章 入学、学籍の異動及び賞罰

（入学の時期）

第34条 入学の時期は、学年もしくは学期の始めとする。

（入学資格）

第35条 本大学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- （1）高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- （2）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- （3）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (8) その他、学校教育法及び同施行規則の規定により入学資格を有する者
(入学志願手続)

第36条 入学志願者は、指定の期間内に、入学志願手続をとらなければならない。

(入学者の選考)

第37条 本大学に入学するには、入学者の選考に合格しなければならない。

- 2 入学者の選考は、学力検査、調査書の審査、面接、健康診断等の方法により行う。

(入学手続)

第38条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の誓約書その他必要な書類に、別表第3に定める学費を添えて、入学の手続をしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(保証人)

第39条 学生は、在学中、保証人がなければならない。

- 2 保証人は、父、母、またはその他の成年者で、独立の生計を営む者でなければならない。
- 3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

(変更の届)

第40条 学生は、氏名、本籍、住所及び保証人もしくはその住所に変更があったときは、すみやかに届出なければならない。

(編入学・転入学)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者が、所定の手続を経て、編入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 他の大学で1年以上を修了した者
- (5) その他、学校教育法及び同施行規則の規定により編入学資格を有する者
- 2 他の大学の学生が、所定の手続を経て、転入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

- 3 前2項により編入学または転入学した者の在学年数には、本条による入学以前の学校在学年数の全部または一部を算入する。
- 4 本大学の学生が他の大学に転入学を志望するときは、事情により許可することがある。

(転学部・転学科)

第42条 本大学の学生が転学部または転学科を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。

- 2 転学部または転学科した者の在学年数には、前に在籍した学部または学科の在学年数の全部または一部を算入する。

(休学)

第43条 傷病またはやむを得ない理由により、ひき続き3ヶ月以上出席することができない者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、休学を願い出て、学部長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第44条 休学期間は、休学の許可を受けた年度かぎりとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、願い出により、休学期間の延長を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して3年をこえることができない。
- 3 休学期間は在学年数に算入しない。
- 4 工学部、理工学部、未来科学部及びシステムデザイン工学部においては、休学者は学期ごとに60,000円の在籍料を納入する。工学部第二部においては、休学者は学期ごとに30,000円の在籍料を納入する。

(復学)

第45条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、保証人と連署のうえ、復学を願い出て、学部長の許可を受けて、復学することができる。

- 2 復学の時期は、原則として、学期の始めとする。

(退学)

第46条 傷病その他の理由により退学をしようとする者は、医師の診断書または理由書を添え、保証人と連署のうえ、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1) 最長在学年数をこえた者
- (2) 工学部、工学部第二部、未来科学部及びシステムデザイン工学部においては、同一学年に通算して4年の在学をこえてなお進級できない者。また、理工学部においては、同一学年に通算して4年の在学をこえてなお進級・卒業できない者
- (3) 学業成績が特に不良で、改善の見込みがない者
- (4) 第44条第2項に定める通算休学期間をこえてなお復学しない者

- (5) 正当な理由がなく、無届で、ひき続き3ヶ月以上欠席した者
- (6) 工学部、理工学部、工学部第二部、未来科学部及びシステムデザイン工学部において、前期分学費を7月末日までに、後期分学費を1月末日までに納入しない者

(再入学)

第48条 本大学を退学した者または除籍された者が、再び入学を願い出たときは、定員に余裕がある場合にかぎり、選考のうえ、許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は、許可しない。

(留 学)

第49条 本大学の学生が、外国の大学等の授業科目を履修するため、当該大学等への留学を希望し、かつ本人の教育上有益であると認める場合、これを許可することができる。

- 2 留学期間は1年を原則とする。ただし、本学が認めた大学等への短期留学については、1年未満であっても特別に留学を認めることができる。
- 3 前項により認められた留学期間については、1年を限度として第12条に定める修業年数に算入することができる。
- 4 留学期間中における学費は、事情により減額もしくは免除することができる。

(表 彰)

第50条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲 戒)

第51条 本大学の規則・規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、その情状により、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行なう。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にいちじるしく反した者

第8章 学費及びその他の費用

(学費及びその他の費用)

第52条 入学検定料、学費及び科目等履修費は、別表第3とする。

- 2 学費とは、入学金、授業料、実験実習料、教育充実費をいう。
- 3 学費及びその他の費用は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 すでに納入した学費及びその他の費用は返還しない。ただし、入学手続きのために納入した学費その他の費用については、学費取扱規程の定めによる。
- 5 入学金を除く学費は分納することができる。

第9章 研究生、研究員、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生・研究員)

第53条 本大学において特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者は、選考のうえ、研究生として受入れることができる。

- 2 本大学において特定の専門事項について特定の教員と協力して研究を行うことを志望する者は、選考のうえ、研究員として受入れることができる。

(科目等履修生)

第54条 本大学の学生以外の者で、本大学で開設している1または複数の授業科目の履修を希望する者は、本大学の教育研究に支障のない範囲内で、選考のうえ、科目等履修生として科目等の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生については、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 外国人で第35条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、外国人特別学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人で本学における特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考のうえ、外国人特別聴講生として入学を許可することができる。
- 3 外国人で本学における特定の教員について研修を志願する者は、選考のうえ、外国人特別研究生として受入れを許可することができる。

(社会人特別学生)

第56条 社会人で第35条に定める入学資格がある者は、選考のうえ、社会人特別学生として入学を許可することができる。

- 2 社会人特別学生は、企業依託学生及び工学部第二部社会人課程学生とする。
- 3 社会人特別学生についての事項は、別に定める。

(準用)

第57条 前3条の規定に抵触しないかぎり、本学則の他の規定は、科目等履修生、外国人留学生及び社会人特別学生に準用する。

第10章 改正及び雑則

(改正)

第58条 本学則の改正は、第11条第4項に定める教授会の意見を聴取し、評議会の議を経なければならない。

(施行細則その他)

第59条 本学則施行についての細則その他必要な事項は別に定める。

附 則

1 (施行期日)

- (1) 本学則は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 本学則は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) 本学則は、昭和 32 年 4 月 1 日から施行する。
- (4) 本学則は、昭和 33 年 7 月 1 日から施行する。
- (5) 本学則は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) 本学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。
- (7) 本学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。
- (8) 本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- (9) 本学則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。
- (10) 本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。
- (11) 本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。
- (12) 本学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- (13) 本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
- (14) 本学則は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

但し、第 12 条および第 12 条の 2 の別表の変更は昭和 47 年 4 月 1 日まで遡及し施行する。

- (15) 本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- (16) 本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- (17) 本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- (18) 本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日に全面改正し、同日から施行する。

① 経過措置 昭和 51 年度以前に入学した者に本学則を適用するときは、次の例による。

ア 第 27 条(進級)の規定は、その者が入学した時に遡って適用する。

イ 第 40 条第 2 項(通算休学期間)、第 43 条第 2 号(3 ヶ年留年者の除籍)、および同条第 3 号(通算休学期間をこえた者の除籍)の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

② 規程の廃止 第 20 条第 2 項の規定より、教職課程規程は廃止する。

- (19) 本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日に第 16 条第 2 項、第 29 条および別表第 2・第 3・第 4 を改正し、同日から施行する。
- (20) 本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日に別表第 2 および別表第 4 を改正し、同日から施行する。
- (21) 本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日に第 31 条第 3 号、第 47 条第 3 項および別表第 2、第 4 を改正し、同日から施行する。

- (22) 本学則は、昭和56年4月1日に第4条第2項、第31条第4号および別表第1・第2・第3・第4を改正し、同日から施行する。
- (23) 本学則は、昭和57年4月1日に第15条別表第2、第20条別表第3、第47条第1項および別表第4を改正し、同日から施行する。
- (24) 本学則は、昭和58年4月1日に第15条別表第2、第20条別表第3、第47条別表第4を改正し、同日から施行する。ただし第47条別表第4摘要2は昭和58年度入学生から適用する。
- (25) 本学則は、昭和59年4月1日に第15条別表第2、第47条別表第4を改正し、同日から施行する。
- (26) 本学則は、昭和60年4月1日に第15条別表第2、第47条別表第4を改正し、同日から施行する。
- (27) 本学則は、昭和61年4月1日に第2条、第26条、第29条、および別表第1、第2、第3、第4および摘要1・2を改正し、同日から施行する。
- (28) 本学則は、昭和62年4月1日に第2条別表第1、第15条別表第2、第47条および別表第4および摘要1を改正し、同日から施行する。
- (29) 本学則は、昭和63年4月1日に第13条第1項、第15条別表第2、第47条別表第4および摘要1を改正し、同日から施行する。
- (30) 本学則は、昭和63年7月12日に第47条別表第4(入学検定料)を改正し、昭和63年11月15日に第47条別表第4(授業料、施設設備料)および同表摘要1を改正し、平成元年3月14日に第45条以下を1条ずつ繰り下げ第45条(留学)を加入、並びに第15条別表第2、第48条別表第4(聴講料)および同表摘要3を改正し、平成元年4月1日に第15条別表第2を改正し、平成元年4月1日から施行する。但し、同表に定める入学検定料については平成元年度入学志願者から適用する。
- (31)
- ① 本学則は、平成元年5月16日に第2条別表第1、第15条別表第2、第16条および第19条を改正し、平成2年2月13日に第16条第2項、第19条第1項および第28条第1項を改正し、平成2年3月13日に第15条別表第2を改正し、平成2年4月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成元年9月19日に第15条第1項、第15条別表第2(教職に関する専門教育科目)、第20条第1項、第20条第2項および第20条別表第3を改正し、平成元年4月1日から施行する。
- 但し、第15条別表第2(教職に関する専門教育科目)、第20条別表第3については平成2年度入学者から適用する。
- ③ 本学則は、平成元年11月14日に第20条別表第3、第48条、第48条別表第4および同表摘要1・2を改正し、平成2年4月1日から施行する。

但し、第 20 条別表第 3 の免許教科「職業」の廃止については、平成 2 年度入学者から適用する。

(32)

- ① 本学則は、平成 2 年 7 月 17 日に改正し、入学定員については、第 2 条第 2 項別表第 1 にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度の期間は次のとおりとし、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

工学部第一部

学 部 名	入学定員 (人)
電気工学科	1 3 0
電気通信工学科	1 3 0
電子工学科	1 3 0

理工学部

学 部 名	入学定員 (人)
数理学科	1 1 0
情報科学科	1 0 0
経営工学科	1 1 0
建設工学科	1 1 0
産業機械工学科	1 1 0
応用電子工学科	1 0 0

- ② 本学則は、平成 2 年 11 月 13 日に第 48 条別表第 4 を改正し、平成 3 年 2 月 13 日に第 15 条別表第 2 および第 20 条別表第 3 を改正し、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 3 年 2 月 13 日に第 4 条、第 5 条、および第 9 条を改正し、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(33)

- ① 本学則は、平成 3 年 7 月 16 日に第 48 条別表第 4 (入学検定料) を改正し、平成 3 年 11 月 12 日に第 48 条別表第 4 (入学金、授業料、実験実習料、教育充実費) を改正し、平成 4 年 2 月 18 日に第 2 条第 2 項、第 2 条別表第 1 および第 15 条別表第 2 を改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 3 年 10 月 15 日に第 9 条、第 28 条および第 29 条を改正し、平成 3 年 9 月 15 日から施行する。

(34)

- ① 本学則は、平成 4 年 5 月 19 日に第 45 条、第 51 条および第 52 条を改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

② 本学則は、平成4年11月10日に第48条別表第4（入学金、授業料、実験実習料、教育充実費）を改正し、平成5年4月1日から施行する。

③ 本学則は、平成4年12月21日に第2条、第29条、第2条別表第1、第15条別表第2および第20条別表第3を改正し、平成5年4月1日から施行する。

（東京電機大学工学部第一部電気通信工学科、応用理化学科および工学部第二部電気通信工学科の存続に関する経過措置）

工学部第一部電気通信工学科、応用理化学科および工学部第二部電気通信工学科は、改正後の第2条、第29条、第2条別表第1、第15条別表第2および第20条別表第3の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

④ 本学則は、平成5年3月17日に第2条から第14条まで1条ずつ繰り下げ第2条（自己評価等）を加入、第15条から第26条まで2条ずつ繰り下げ第16条（教育課程の編成方針）を加入、第27条から第54条までを5条ずつ繰り下げ第29条（他の大学等における授業科目の履修等）、第30条（大学以外の教育施設等における学修）、第31条（入学前の既修得単位等の認定）を加入、並びに第13条、第17条、第22条、第23条、第28条、第33条、第42条、第50条、第53条、第55条、第56条、第57条、第17条別表第2、第22条別表第3、第53条別表第4、第1章（章名）および第9章（章名）を改正し、平成5年4月1日から施行する。

(35)

① 本学則は、平成5年11月9日に第36条、第53条別表第4（授業料、実験実習料、教育充実費）および第56条を改正し、平成6年4月1日から施行する。

② 本学則は、平成6年3月15日に第17条乃至第21条、第17条別表第2（授業科目）、第22条別表第3（教員の免許授与の所要の資格の取得）および第33条を改正し、平成6年4月1日から施行する。

(36)

① 本学則は、平成6年11月8日に第53条別表第4（授業料、実験実習料、教育充実費）を改正し、平成7年4月1日から施行する。

② 本学則は、平成7年3月14日に第17条（授業科目）、同条別表第2-1、第2-2および第19条（履修の要件-工学部第二部）を改正し、平成7年4月1日から施行する。

(37)

① 本学則は、平成7年5月16日に第57条以下を1条ずつ繰り下げ第57条（社会人学生）を加入、並びに第58条を改正し、同日から施行する。

② 本学則は、平成7年9月19日に第53条別表第4（授業料）を改正し、平成8年4月1日から施行する。

- ③ 本学則は、平成 8 年 3 月 12 日に第 17 条別表第 2 - 1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）を改正し、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。
- ④ 本学則は、平成 8 年 3 月 12 日に第 17 条別表第 2（授業科目）を改正し、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(38)

- ① 本学則は、平成 8 年 7 月 16 日に第 17 条別表第 2 - 1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）を改正し、平成 8 年 9 月 16 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 8 年 7 月 16 日に第 5 条第 1 項および第 3 項、第 10 条第 2 項第 2 号を改正し、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 8 年 9 月 17 日に第 53 条別表第 4（入学金、学費、摘要）を改正し、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- ④ 本学則は、平成 9 年 3 月 11 日に第 5 条を改正し、第 18 条乃至第 20 条を削除し、第 18 条（履修の要件）を加入し、第 21 条以下を 2 条ずつ繰り上げ、第 31 条（卒業）、第 34 条（入学資格）を改正し、別表第 2 - 1 ~ 3（工学部第一部、工学部第二部、理工学部の履修の要件）を加入し、別表第 2 - 1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）および別表第 2 - 2（工学部第二部の授業科目および単位数）を改正し、標題をそれぞれ別表第 3 - 1、別表第 3 - 2 とし、別表第 3、別表第 4 を別表第 4、別表第 5 と繰り下げ、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(39)

- ① 本学則は、平成 9 年 7 月 15 日に第 17 条別表第 3 - 2（工学部第二部の授業科目および単位数）を改正し、平成 9 年 9 月 16 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 9 年 7 月 15 日に第 51 条別表第 5（入学検定料、学費、摘要）を改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 10 年 3 月 10 日に第 17 条別表第 3 - 1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）、別表第 3 - 2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 18 条別表第 2 - 1（工学部第一部の履修の要件）および第 2 - 2（工学部第二部の履修の要件）を改正し、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(40)

- ① 本学則は、平成 10 年 5 月 29 日に第 3 条、第 3 条別表第 1、第 17 条別表第 3 - 1、第 18 条別表第 2 - 3 および第 20 条別表第 4 を改正し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学理工学部数理学科、経営工学科、建設工学科、産業機械工学科、応用電子工学科の存続に関する経過措置）

理工学部数理学科、経営工学科、建設工学科、産業機械工学科、応用電子工学科は、改正後の第 3 条、第 3 条別表 1、第 17 条別表第 3 - 1、第 18 条別表第 2 - 3

および第 20 条別表第 4 の規定にかかわらず、平成 11 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 附則(32)①の規定にかかわらず、平成 11 年度の理工学部の入学生定員については、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員 (人)
数理学科	110
情報科学科	100
情報システム工学科	110
建設環境工学科	110
知能機械工学科	110
電子情報工学科	100

(41)

- ① 本学則は、平成 10 年 9 月 22 日に第 51 条別表第 5 (学費、摘要) を改正し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 11 年 3 月 9 日に第 10 条第 2 項②、第 17 条別表 3-1 (工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数)、第 3-2 (工学部第二部の授業科目および単位数)、第 18 条別表 2-3 (理工学部の履修の要件) を改正し、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(42)

- ① 本学則は、平成 11 年 3 月 9 日に第 3 条第 2 項別表第 1 を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 12 年度から平成 15 年度の期間の入学生定員は第 3 条第 2 項別表第 1 にかかわらず次のとおりとする。

工学部第一部

学 科 名	入 学 定 員 (人)			
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
電気工学科	129	128	127	126
情報通信工学科	129	128	127	126
電子工学科	129	128	127	126

理工学部

学 科 名	入 学 定 員 (人)			
	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
数理学科	104	103	102	101
情報科学科	88	86	84	82
情報システム工学科	104	103	102	101
建設環境工学科	104	103	102	101
知能機械工学科	104	103	102	101
電子情報工学科	88	86	84	82

- ② 本学則は、平成 11 年 3 月 9 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表 3-1、第 18 条別表 2-3 および第 32 条を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 11 年 3 月 9 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1 および第 40 条を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(43)

- ① 本学則は、平成 11 年 9 月 14 日に第 33 条を改正し、平成 11 年 9 月 1 日より施行する。
- ② 本学則は、平成 11 年 9 月 14 日に第 27 条第 1 項、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項 および第 51 条別表第 5（学費、摘要）を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 12 年 3 月 7 日に第 2 条第 1 項を改正し、第 2 条第 3 項および同条第 4 項を加入、第 6 条第 2 項を改正し、第 16 条第 3 項および第 18 条第 2 項、第 3 項を加入、第 31 条第 2 項を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条第 2 項の「3 年以上の在学での卒業」については、平成 12 年度入学者から適用する。
- ④ 本学則は、平成 12 年 3 月 7 日に第 17 条別表第 3-1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）、第 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）および別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(44)

- ① 本学則は、平成 11 年 9 月 14 日に第 1 条、第 3 条、第 3 条別表第 1、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条別表 3-1、第 18 条を改正し、第 18 条別表第 2-4 を加入、第 31 条、第 32 条、第 40 条、第 43 条、第 46 条および第 50 条別表第 5 を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 12 年 9 月 19 日に第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 17 条別表第 3-1（工学部第一部および理工学部の授業科目および単位数）、第 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）および第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、第 40 条第 1 項を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 13 年度から平成 15 年度の期間の入学定員は第 3 条第 2 項別表第 1 および附則（42）①にかかわらず次の通りとする。

工学部第一部

学 科 名	入 学 定 員 (人)		
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
電気工学科	1 2 3	1 2 2	1 2 1
情報通信工学科	1 2 3	1 2 2	1 2 1
電子工学科	1 2 3	1 2 2	1 2 1

- ③ 本学則は、平成 13 年 2 月 20 日に第 17 条別表第 3 - 1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 3 - 2（工学部第二部の授業科目および単位数）および第 51 条第 2 項、第 3 項を改正、第 4 項を加入、同条別表第 5（学費、適用）を改正し、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(45)

- ① 本学則は、平成 12 年 10 月 17 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表第 3 - 1、第 18 条別表第 2 - 1、第 20 条別表第 4 および第 32 条第 2 項を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 14 年度から平成 16 年度の期間の入学定員は第 3 条第 2 項別表第 1 および附則 (44) ②にかかわらず次の通りとする。

工学部第一部

学 科 名	入 学 定 員 (人)		
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
電気工学科	1 1 2	1 1 1	1 1 0
情報通信工学科	1 1 2	1 1 1	1 1 0
電子工学科	1 1 2	1 1 1	1 1 0

(東京電機大学工学部第一部物質工学科および精密機械工学科の存続に関する経過措置)

工学部第一部物質工学科および精密機械工学科は改正後の第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表第 3 - 1、第 18 条別表第 2 - 1、第 20 条別表第 4 および第 32 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 本学則は、平成 13 年 2 月 20 日に第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）工学部第二部、第 17 条別表第 3 - 1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- ③ 本学則は、平成 13 年 6 月 19 日に第 27 条、第 51 条および第 51 条別表第 5 を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- ④ 本学則は、平成 13 年 9 月 18 日に第 17 条別表第 3 - 1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 3 - 2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 18 条別表第 2 - 2（工学部第二部の履修の要件）および第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、第 51 条別表第 5（学費およびその他の費用・摘要）を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- ⑤ 本学則は、平成 13 年 11 月 20 日に第 51 条別表第 5 を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

- ⑥ 本学則は、平成 14 年 3 月 22 日に第 17 条別表第 3-1 および 3-2、第 26 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 34 条第 2 号から第 5 号を改正し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(46)

- ① 本学則は、平成 15 年 1 月 21 日に第 51 条（学費およびその他の費用）を改正し、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 15 年 3 月 20 日に第 5 条、第 10 条、第 17 条別表第 3-1 および 3-2、第 31 条別表第 2-3、第 51 条別表第 5 を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(47)

- ① 本学則は、平成 15 年 9 月 16 日に第 3 条第 2 項別表第 1 を改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する編入学生については、これが卒業するまでの間、従前の編入学定員によるものとする。
- ② 本学則は、平成 16 年 1 月 13 日に第 46 条（除籍）を改正し、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条第 1 項第 2 号の工学部第一部および工学部第二部記載分については、平成 14 年度入学生から適用する。
- ③ 本学則は、平成 16 年 3 月 16 日に第 17 条別表第 3-1 および 3-2、第 31 条別表第 2-3、第 51 条別表第 5 を改正し、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(48)

- ① 本学則は、平成 16 年 4 月 20 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 5 条第 2 項、第 17 条別表 3-1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、別表 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 18 条別表 2-1（工学部第一部の履修の要件）、別表 2-2（工学部第二部の履修の要件）および第 32 条を改正し、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。
- ② 本学則は、平成 17 年 3 月 15 日に第 10 条第 2 項第 2 号（審議事項）、第 17 条別表第 3-1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、第 40 条（編入学・転入学）、第 43 条第 4 項、第 51 条別表第 5（学費およびその他の費用）を改正し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(49)

- ① 本学則は、平成 17 年 5 月 17 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 17 条別表第 3-1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、第 18 条別表第 2-4（情報環境学部の履修の要件）、第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）、および第 32 条第 2 項（学位の授与）を改正し、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学情報環境学部情報環境工学科および情報環境デザイン学科の存続に関する経過措置)

情報環境学部情報環境工学科および情報環境デザイン学科は改正後の第3条、第3条第2項別表第1、第17条別表第3-1、第18条別表第2-4、第20条別表第4および第32条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、当該学科の編入学定員については、平成18年度は2年次、3年次ともに各3名、平成19年度は3年次に各3名とする。

- ② 本学則は、平成17年10月18日に第20条別表第4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成18年4月1日から施行する。
- ③ 本学則は、平成17年12月13日に第46条および第51条別表第5（学費およびその他の費用）を改正し、平成18年4月1日から施行する。
- ④ 本学則は、平成18年3月14日に第17条別表第3-1（工学部第一部、理工学部および情報環境学部の授業科目および単位数）、別表第3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第18条別表第2-1（工学部第一部の履修の要件）および第20条第2項別表第4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成18年4月1日から施行する。

(50)

- ① 本学則は、平成18年4月18日に第10条第2項第2号を改正し、平成18年5月1日から施行する。
- ② 本学則は、平成18年4月18日に第3条、第3条第2項別表第1、第9条、第13条、第14条、第15条、第17条別表第3-1、第18条、第18条別表第2-1および別表第2-3を改正し、第18条別表第2-5を加入、第31条、第32条、第43条、第46条、第51条別表第5を改正し、平成19年4月1日から施行する。

(東京電機大学工学部第一部(電気工学科、電子工学科、環境物質化学科、機械工学科、機械情報工学科、情報通信工学科、情報メディア学科、建築学科)および理工学部数理科学科、情報科学科、情報システム工学科、建設環境工学科、知能機械工学科、電子情報工学科、生命工学科、情報社会学科の存続に関する経過措置)

東京電機大学工学部第一部および理工学部数理科学科、情報科学科、情報システム工学科、建設環境工学科、知能機械工学科、電子情報工学科、生命工学科、情報社会学科は、改正後の、第3条、第3条第2項別表第1、第9条、第13条、第14条、第15条、第17条別表第3-1、第18条、第18条別表第2-1および別表第2-3、第31条、第32条、第43条、第46条、第51条別表第5の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ③ 本学則は、平成 18 年 10 月 17 日に第 17 条別表第 3-1（工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数）および第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ④ 本学則は、平成 18 年 12 月 22 日に第 7 条、第 8 条第 2 項および第 10 条第 1 項第 9 号を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- ⑤ 本学則は、平成 19 年 3 月 13 日に第 17 条別表第 3-1（工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数）、別表第 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 20 条第 2 項別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）および第 34 条を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(51)

- ① 本学則は、平成 19 年 5 月 15 日に第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 17 条別表第 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 18 条別表第 2-2（工学部第二部の履修の要件）、第 32 条第 2 項および第 55 条第 2 項、第 3 項を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科の存続に関する経過措置）

東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科は、改正後の第 3 条、第 3 条第 2 項別表第 1、第 17 条別表第 3-2、第 18 条別表第 2-2、第 32 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ② 本学則は、平成 19 年 7 月 10 日に第 17 条別表第 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）および第 20 条別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科の存続に関する経過措置）

東京電機大学工学部第二部電気工学科および電子工学科は、改正後の第 20 条別表第 4 の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- ③ 本学則は、平成 20 年 3 月 11 日に第 17 条別表第 3-1（工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数）、別表第 3-2（工学部第二部の授業科目および単位数）、第 20 条第 2 項別表第 4（教員の免許状授与の所要の資格の取得）および第 51 条別表第 5（学費およびその他の費用）を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(52) 本学則は、平成 21 年 3 月 17 日に第 17 条別表第 3-1（工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数）、別表第 3-2（工学部第二部の授業

- 科目および単位数)、第18条別表第2-1(工学部の履修の要件)、第47条および第51条別表第5(学費およびその他の費用)を改正し、平成21年4月1日から施行する。
- (53) 本学則は、平成21年7月14日に第17条別表第3-1(工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数)、別表第3-2(工学部第二部の授業科目および単位数)、第20条第2項別表第4(教員の免許状授与の所要の資格の取得)を改正し、平成22年4月1日から施行する。
- (54) 本学則は、平成21年10月13日に第5条第3項および第10条第2項第2号を改正し、平成21年11月1日から施行する。
- (55) 本学則は、平成22年3月9日に第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第31条、第37条、第39条、第40条、第43条、第46条、第47条、第50条、第51条、第55条、第56条を改正し、第17条別表第3-1(工学部、理工学部、情報環境学部および未来科学部の授業科目および単位数)、3-2(工学部第二部の授業科目および単位数)、第18条別表第2-1(工学部の履修要件)、別表第2-2(工学部第二部の履修要件)、別表第2-3(理工学部の履修要件)、別表第2-4(情報環境学部の履修要件)、別表第2-5(未来科学部の履修要件)、第20条別表第4(教員の免許状授与の所要の資格の取得)を削除し、第20条別表第2(本大学で取得できる教育職員免許状の種類並びに免許教科)を加入し、平成22年4月1日から施行する。
- (56) 本学則は、平成23年3月8日に第5条、第10条第2項第2号、第34条、第51条別表第3を改正し、平成23年4月1日から施行する。
- (57) 本学則は、平成24年3月13日に、第43条第4項、第46条第1項第2号、第6号、第51条別表第3を改正し、平成24年4月1日から施行する。
- ただし、第43条第4項の在籍料の納入については、平成23年度以前に入学した工学部、工学部第一部、理工学部、未来科学部及び工学部第二部の学生には適用しない。
- (58) 本学則は、平成24年9月18日に第5条第2項及び第10条第2項第2号を改正し、平成24年10月1日から施行する。
- (59) 本学則は、平成25年3月12日に、第51条別表第3を改正し、平成25年4月1日から施行する。
- (60) 本学則は、平成26年3月11日に、第51条別表第3を改正し、平成26年4月1日から施行する。
- (61) 本学則は、平成26年10月14日に、第3条第2項別表第1を改正し、平成27年4月1日から施行する。
- (62) 附則(61)の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度の工学部第二部及び情報環境学部の入学定員、編入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部又は学科の種類	年度	入学定員	編入学定員	収容定員
工学部第二部 電気電子工学科	平成 27 年度	50	2 年次 2 名 3 年次 2 名	204
	平成 28 年度			208
	平成 29 年度			210
工学部第二部 機械工学科	平成 27 年度	50	2 年次 2 名 3 年次 2 名	204
	平成 28 年度			208
	平成 29 年度			210
工学部第二部 情報通信工学科	平成 27 年度	50	2 年次 2 名 3 年次 2 名	204
	平成 28 年度			208
	平成 29 年度			210
情報環境学部 情報環境学科	平成 27 年度	240		978
	平成 28 年度			966
	平成 29 年度			960

(63) 本学則は、平成 27 年 3 月 10 日に、第 51 条別表第 3 を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(64) 本学則は、平成 27 年 3 月 10 日に、第 51 条別表第 3 を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(65) 本学則は、平成 27 年 3 月 24 日に、第 8 条から第 58 条まで 1 条ずつ繰り下げ第 8 条（大学評議会）を加入、並びに第 6 条、新第 10 条、新第 11 条、新第 41 条、新第 47 条、新第 49 条、新第 55 条、新第 56 条及び新第 58 条を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(66) 本学則は、平成 28 年 3 月 8 日に、第 8 条、第 52 条別表第 3、第 58 条を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（第 52 条別表第 3 の改正は、附則（64）の施行前における再改正）

(67) 本学則は、平成 28 年 3 月 8 日に、第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項別表第 1（学生入学定員および収容定員）、第 16 条、第 33 条第 2 項、第 38 条、第 44 条第 4 項、第 47 条、第 52 条第 1 項別表第 3（学費及びその他の費用）を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科の存続に関する経過措置）

東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科は、改正後の第 3 条第 1 項、第 3 条第 2 項別表第 1、第 16 条、第 33 条第 2 項、第 38 条、第 44 条第 4 項、第 47 条、第 52 条第 1 項別表第 3 の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(68) 本学則は、平成 29 年 3 月 14 日に、第 21 条別表第 2、第 35 条、第 41 条を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科の存続に関する経過措置)

東京電機大学工学部環境化学科及び情報環境学部情報環境学科は、改正後の第 21 条別表第 2 の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部学科に在学する者が当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(69) 本学則は、平成 29 年 1 月 24 日に、第 3 条第 2 項別表第 1 を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(70) 附則 (69) の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度の工学部第二部の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

工学部第二部

学科名	年度	入学定員	収容定員
電気電子工学科	平成 30 年度	60	216
	平成 31 年度		222
	平成 32 年度		230
機械工学科	平成 30 年度	60	216
	平成 31 年度		222
	平成 32 年度		230
情報通信工学科	平成 30 年度	60	216
	平成 31 年度		222
	平成 32 年度		230

(71) 本学則は、平成 29 年 7 月 11 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(72) 本学則は、平成 30 年 1 月 23 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(73) 本学則は、平成 30 年 3 月 13 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 及び第 56 条第 2 項を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(東京電機大学工学部第二部社会人コース学生の存続に関する経過措置)

東京電機大学工学部第二部社会人コース学生は、改正後の第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該コースに在学する者が、在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- (74) 本学則は、平成 30 年 6 月 12 日に、第 5 条第 4 項を 1 項繰り下げ第 4 項を加入、第 11 条第 4 項を改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- (75) 本学則は、平成 31 年 3 月 12 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- (76) 本学則は、平成 31 年 3 月 12 日に、第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
- (77) 本学則は、令和 2 年 3 月 10 日に、第 3 条第 2 項、第 3 条第 2 項別表第 1 及び第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (78) 本学則は、令和 2 年 7 月 14 日に、第 22 条第 3 項を 1 項繰り下げ新第 3 項を加入及び第 52 条第 1 項別表第 3 を改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 学生入学定員及び収容定員

工学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
電気電子工学科	120	480
電子システム工学科	90	360
応用化学科	80	320
機 械 工 学 科	110	440
先端機械工学科	100	400
情報通信工学科	110	440

工学部第二部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
電気電子工学科	60	240
機械工学科	60	240
情報通信工学科	60	240

理工学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
理工学科	600	2400

未来科学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
建 築 学 科	130	520
情報メディア学科	110	440
ロボット・メカトロニクス学科	110	440

システムデザイン工学部

学 科 名	入学定員(人)	収容定員(人)
情報システム工学科	130	520
デザイン工学科	110	440

別表第2 教員の免許状授与の所要の資格の取得

1. 本大学で取得できる教育職員免許状の種類ならびに免許教科

免許状の種類	免許教科	該当学部・学科
高等学校教諭 一種免許状	工業	工学部 電気電子工学科・電子システム工学科・ 機械工学科・先端機械工学科・情報通信工学科 工学部第二部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 建築学科・情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科 システムデザイン工学部 デザイン工学科
	理科	工学部 応用化学科 理工学部 理工学科
	数学	工学部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 建築学科・情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科
	情報	工学部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 工学部第二部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科 システムデザイン工学部 情報システム工学科
中学校教諭 一種免許状	理科	工学部 応用化学科 理工学部 理工学科
	数学	工学部 電気電子工学科・機械工学科・情報通信工学科 理工学部 理工学科 未来科学部 建築学科・情報メディア学科・ロボット・メカトロニクス学科
	技術	工学部 電子システム工学科・先端機械工学科 システムデザイン工学部 デザイン工学科

別表第3 学費及びその他の費用

(1) 入学検定料

(単位 円)

学 部 名	入学選抜種別		
	一般選抜	大学入学共通テスト利用選抜	左記以外の入学選抜
工学部	30,000	15,000	35,000
工学部第二部	20,000	15,000	35,000
理工学部	30,000	15,000	35,000
未来科学部	30,000	15,000	35,000
システムデザイン工学部	30,000	15,000	35,000

(2) 学 費

① 入学金

(単位 円)

学 部 名	金 額	備 考
工学部	250,000	初年次のみ
工学部第二部	130,000	
理工学部	250,000	
未来科学部	250,000	
システムデザイン工学部	250,000	

② 授業料等

1) 工学部、理工学部、システムデザイン工学部

(単位 円)

学 費	学部名	入学年度	学年次	金 額
授業料(年額)	工学部	令和2年度入学者	1	907,000
			2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
		平成31年度入学者	2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
		平成30年度入学者	3	955,000
			4	979,000
	平成29年度入学者	4	979,000	
	理工学部	令和2年度入学者	1	907,000
			2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
		平成31年度入学者	2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
平成30年度入学者		3	955,000	
		4	979,000	
平成29年度入学者	4	979,000		
システムデザイン工学部	令和2年度入学者	1	907,000	
		2	931,000	
		3	955,000	
		4	979,000	
	平成31年度入学者	2	931,000	
		3	955,000	
		4	979,000	
	平成30年度入学者	3	955,000	
		4	979,000	
平成29年度入学者	4	979,000		
実験実習料(年額)	工学部	令和2年度入学者	1, 2	150,000
			3, 4	165,000
		平成31年度入学者	2	150,000
			3, 4	165,000
	理工学部	令和2年度入学者	1, 2	150,000
			3, 4	165,000
		平成31年度入学者	2	150,000
			3, 4	165,000
	システムデザイン工学部	令和2年度入学者	1, 2	150,000
			3, 4	165,000
		平成31年度入学者	2	150,000
			3, 4	165,000
教育充実費(年額)	工学部	令和2年度入学者	1, 2	344,000
			3, 4	359,000
		平成31年度入学者	2	344,000
			3, 4	359,000
	理工学部	令和2年度入学者	1, 2	304,000
			3, 4	319,000
		平成31年度入学者	2	304,000
			3, 4	319,000
	システムデザイン工学部	令和2年度入学者	1, 2	344,000
			3, 4	359,000
		平成31年度入学者	2	344,000
			3, 4	359,000

2) 工学部第二部

(単位 円)

学 費		入学年度	学年次	金 額	備 考
授業料(年額)	基礎額	令和2年度 入学者	1~4	121,600	基礎額と1単位につき 13,400円で計算した金 額の総額を徴収する。 ただし、従量額の総額 については履修登録 後に徴収する。
	従量額(1単位単価)		1~4	13,400	
	基礎額	平成29~31年度 入学者	2~4	121,600	基礎額と1単位につき 12,400円で計算した金 額の総額を徴収する。 ただし、従量額の総額 については履修登録 後に徴収する。
	従量額(1単位単価)		2~4	12,400	
教育充実費(年額)		令和2年度入学者	1~4	174,500	
		平成31年度入学者	2~4	174,500	
		平成30年度入学者	3~4	174,500	
		平成29年度入学者	4	154,500	

3) 未来科学部

(単位 円)

学 費	学科名	入学年度	学年次	金 額
授業料(年額)	建築学科 情報メディア学科 ロボット・メカトロニクス学科	令和2年度 入学者	1	907,000
			2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
		平成31年度 入学者	2	931,000
			3	955,000
			4	979,000
		平成30年度 入学者	3	955,000
			4	979,000
		平成29年度入学者	4	979,000
実験実習料(年額)	建築学科	令和2年度 入学者	1, 2	191,000
			3, 4	206,000
		平成31年度 入学者	2	191,000
			3, 4	206,000
		平成30年度入学者	3, 4	206,000
	平成29年度入学者	4	206,000	
	情報メディア学科 ロボット・メカトロニクス学科	令和2年度 入学者	1, 2	150,000
			3, 4	165,000
		平成31年度 入学者	2	150,000
			3, 4	165,000
平成30年度入学者		3, 4	165,000	
平成29年度入学者	4	165,000		
教育充実費(年額)	建築学科 情報メディア学科 ロボット・メカトロニクス学科	令和2年度 入学者	1, 2	344,000
			3, 4	359,000
		平成31年度 入学者	2	344,000
			3, 4	359,000
		平成30年度入学者	3, 4	359,000
平成29年度入学者	4	359,000		

(3) 科目等履修費

(単位 円)

学 部 名	資格審査料	履修料(1単位につき)	
		講義・演習科目	実験・実習科目
工学部	10,000	16,000	20,000
工学部第二部		16,000	20,000
理工学部		16,000	20,000
未来科学部		16,000	20,000
システムデザイン工学部		16,000	20,000

摘要

- 編入学者、転学部者及び再入学者の学費及びその他の費用については、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。
- 留年者及び休学者の復学時の学費及びその他の費用については、当該学年の正規学年次生のそれを適用する。
- 本表に定める入学検定料については、令和2年度に実施する入学試験(令和3年度入学を志願する者)に適用する。
なお、併願等による割引を行う場合は、常勤理事会の議を経て理事長が割引額を決定する。
- 工学部、理工学部、未来科学部及びシステムデザイン工学部の卒業延期者において、未修得科目が8単位以下の者については、翌年度の学費を減免する。減免額等については別に定める。